

平成 26 年 5 月 21 日

監査報告書

福島市長 小林 香様

監事 小泉 泰宏 

監事 伴場 忠彦 

私ども監事は、社会福祉法第40条の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの会計年度における理事の職務遂行等を監査しましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事等と適時面接して、法人の状況を把握し、経営思想の経過を聴取し、経営執行の重要性について報告を受けるとともに、必要と認めた意見の陳述をしました。
- (2) 経理規程、決裁文書等の閲覧、帳簿・伝票・証憑類の処理状況の試査、現預金・有価証券等の実査・立合・照合、債権確認、勘定明細書と計算書類の内容の審議をなし、経理責任者から説明を受けて、帳簿・会計処理・計算書類の表示の正確性について監査しました。

2 監査意見

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表・資金収支計算書および事業活動収支計算書の記載と合致している。
- (2) 貸借対照表、資金収支計算書および事業活動収支計算書は、法令および経理規程に従い、当法人の財産および収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、今会計年度の状況を正しく示しているものと認めます。

以上